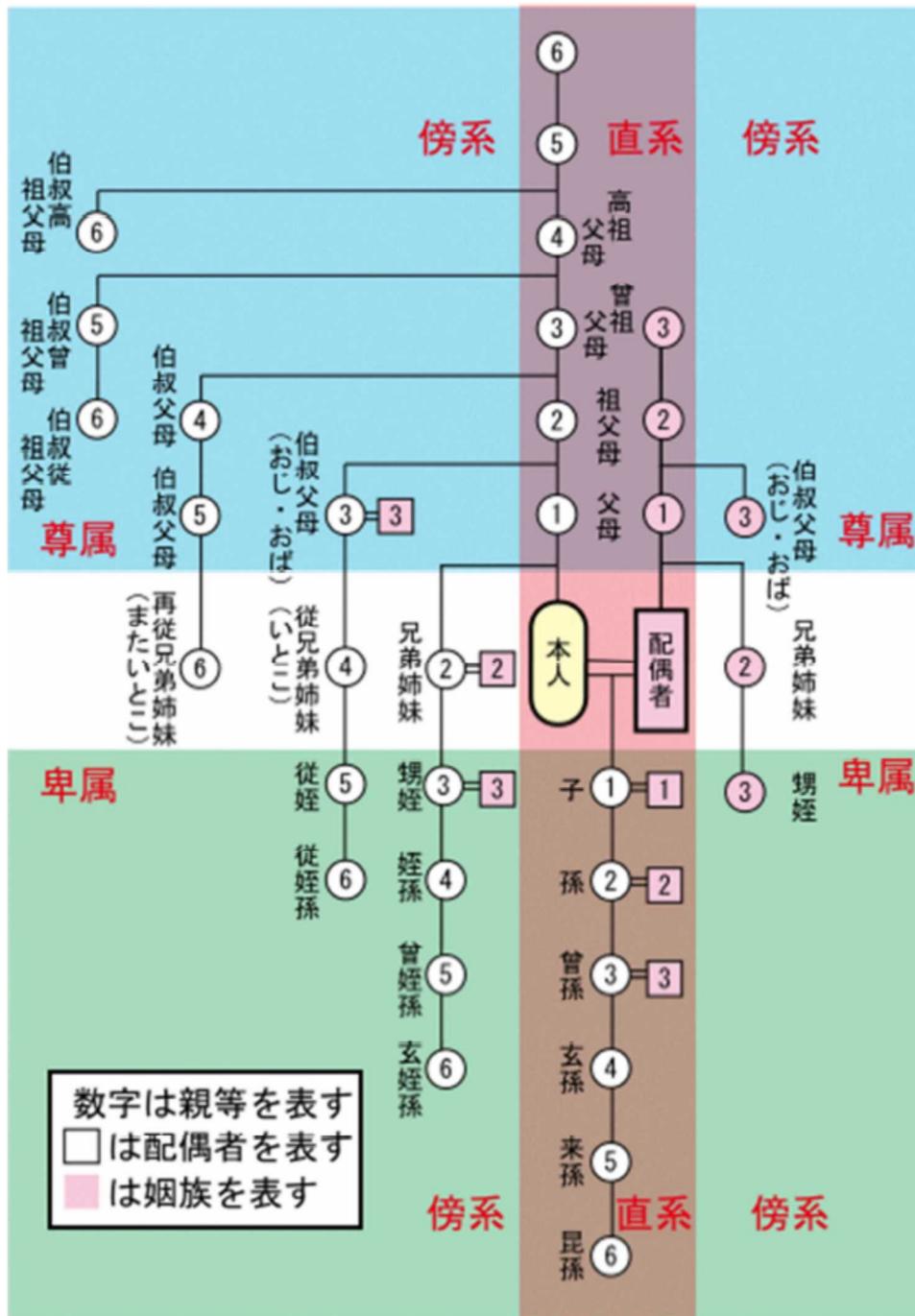


(参考) 親族関係図



役員等を選任するにあたり、配偶者又は3親等以内の親族に該当しないことを確認する。

なお、租税特別措置法第40条の規定による「譲渡所得等の非課税措置の適用」を受けるための条件は、3親等内の親族→6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族に制限が拡大されることに注意。